

警報発表時の対応について（お願い）

令和8年5月29日より気象の警報などが大きく変わりました。

警戒レベルが付記される項目（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）に関しては、警戒レベルが1～5の段階になり、「警戒レベル1・2」（注意報）、「警戒レベル3相当」（警報）、「警戒レベル4相当（新設）」（危険警報）、「警戒レベル5相当」（特別警報）での発表になります。

これ以外の従来の分類が継続される項目（暴風、波浪、大雪、暴風雪）はこれまでの「注意報」、「警報」、「特別警報」での発表になりますので、「警報」以上または「警戒レベル3相当」以上の発表時には、下記のように対応いたします。

ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

記

1. 午前6時の時点

- (1) 中讃地域（丸亀市・坂出市・善通寺市・綾川町・宇多津町・多度津町・まんのう町・琴平町）のいずれかの市町に、上記の「警報」または「警戒レベル3相当」以上が発表または継続されていたら、全員自宅待機とします。
- (2) 中讃地域以外に居住している生徒については、居住地域・通学経路に上記の警報が発表されている場合は、中讃地域に「警報」または「警戒レベル3相当」以上が発表されていなくても、危険を回避するため自宅待機とします。

2. 午前6時以降、午前11時までの間

- (1) 中讃地域に上記の「警報」または「警戒レベル3相当」以上が発表または継続されていたら、全員自宅待機とします。
なお、通学の途中で警報が発表された場合（発表を知った場合）は、安全に留意して自宅に引き返すこととなります。
- (2) 中讃地域において上記の「警報」または「警戒レベル3相当」以上が解除された場合（注意報または警戒レベル1・2に変わった場合も含む）、解除の2時間後を目途に授業を開始しますので安全に留意して登校してください。詳しい授業開始時刻等は Classi で通知しますので、確認してください。
 - ※ 食堂は休業です。（昼食を用意、または済ませてから登校してください）
 - ※ 通学に利用する公共交通機関が運行されておらず、代替りの登校手段がないときは自宅待機となる場合があるので、学校に連絡をしてください。
 - ※ 中讃地域以外に居住している生徒については、居住地域・通学経路に上記の「警報」または「警戒レベル3相当」以上が発表されている場合は、自宅待機とします。

3. 午前11時の時点

中讃地域において、引き続き上記の「警報」または「警戒レベル3相当」以上が継続されていたら、臨時休業とします。

※部活動や課外、模試等も、上記に準じます。